⑵　構成員の技術的要件等

異工種ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

ⓐ　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が20m以上の工事。

㋒　基礎形式が深礎杭で、杭径４m以上の工事。

㋓　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有し、㋒は同一工事でなくてもよいが、㋐の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

なお、上記㋐から㋓までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓑ　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋で、かつ、最大支間長が50m以上の工事。

㋒　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

㋓　上記㋐から㋒までは同一工事の施工実績を有すること。

なお、上記㋐から㋓までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓒ　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ⓓ　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

⑶　異工種ＪＶの協定

異工種ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」を準用するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶの取扱い

上記７⑴ⓐ及びⓑの認定（上記７⑴ⓐ及びⓑの再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、異工種ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７⑴ⓐ及びⓑの認定を受けていない構成員が上記７⑴ⓐ及びⓑの認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７⑴ⓐ及びⓑの認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７⑴ⓐ及びⓑの認定又は上記７⑴ⓐ及びⓑの一般競争参加資格がないとの認定（上記７⑴ⓐ及びⓑの近畿地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

異工種ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　異工種ＪＶの名称は、「丹波綾部道路大簾高架橋上下部工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に異工種ＪＶとして参加するためには、開札の時において、異工種ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

丹波綾部道路峠谷橋上下部工事に係る異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年９月28日

近畿地方整備局長　谷本　光司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　工事名　丹波綾部道路峠谷橋上下部工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　京都府船井郡京丹波町大簾地先

３　工事内容　工事延長　Ｌ＝160m　ＰＣ２径間連続ラーメン箱桁橋（Ｌ＝136.0m　最大支間長Ｌ＝70.9m）１橋、鉄筋コンクリート橋台（Ｈ＝6.0m、Ｈ＝8.0m）２基、鉄筋コンクリート橋脚（Ｈ＝26.0m）１基、深礎杭　φ9.5m（Ｌ＝10.0m）１本、φ2.5m（Ｌ＝3.5m、Ｌ＝12.0m、Ｌ＝12.5m）５本

４　工期　契約締結日の翌日から平成26年８月29日まで。

５　申請の時期

平成24年10月１日から平成24年10月23日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、平成24年10月24日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（異工種建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成24年９月28日から平成25年１月10日まで〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44　大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部　契約課　調査係（電話06―6942―1141）において異工種ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法

本工事は、特定建設工事共同企業体協定書（乙）を準用するものとする。

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は、上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

ⓐ　特定建設工事共同企業体協定書（乙）（下記７⑶の条件を満たすものに限る。）の写し。

ⓑ　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成24年９月28日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　異工種ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年３月30日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む異工種ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない異工種ＪＶについては、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の異工種ＪＶについては、平成24年３月30日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で異工種ＪＶとしての資格があると認定する。